

みんなの森特別緑地保全地区 保全管理計画(案)

調布市環境部緑と公園課

事業の目的

・緑ヶ丘みんなの森は、市街地の中でまとまった形の自然が残り、良好な景観を形成している雑木林です。このため、調布市は、市が管理するこの森を平成25年に調布都市計画特別緑地保全地区に指定しました。

・この森の樹林景観の維持や生物資源の保全と活用を図るため、生物の多様性と利用者の安全に配慮した保全管理計画を策定し、貴重な緑を次世代に引き継いでいくことを目的としています。

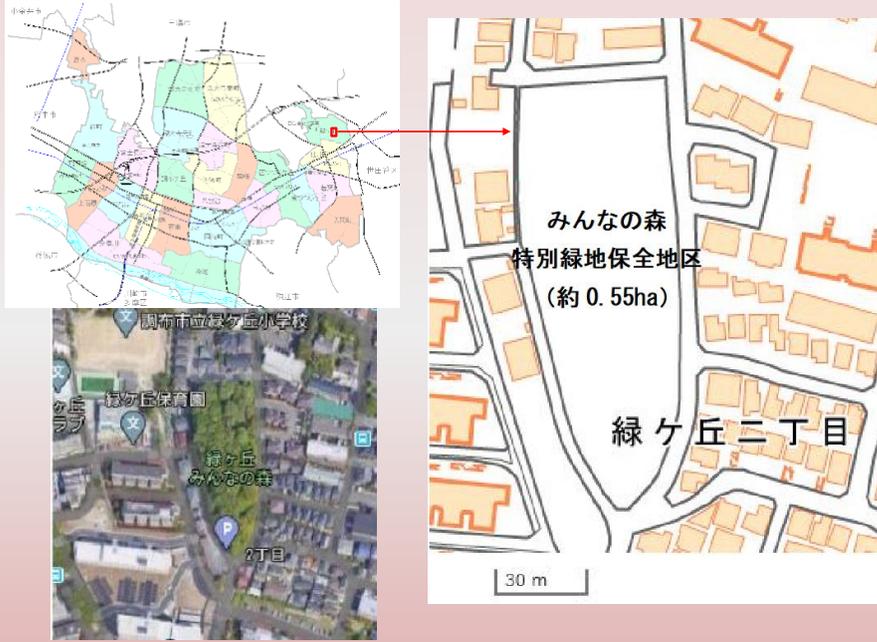
《保全管理計画の策定状況》



注：令和4年度に現況調査を行う予定

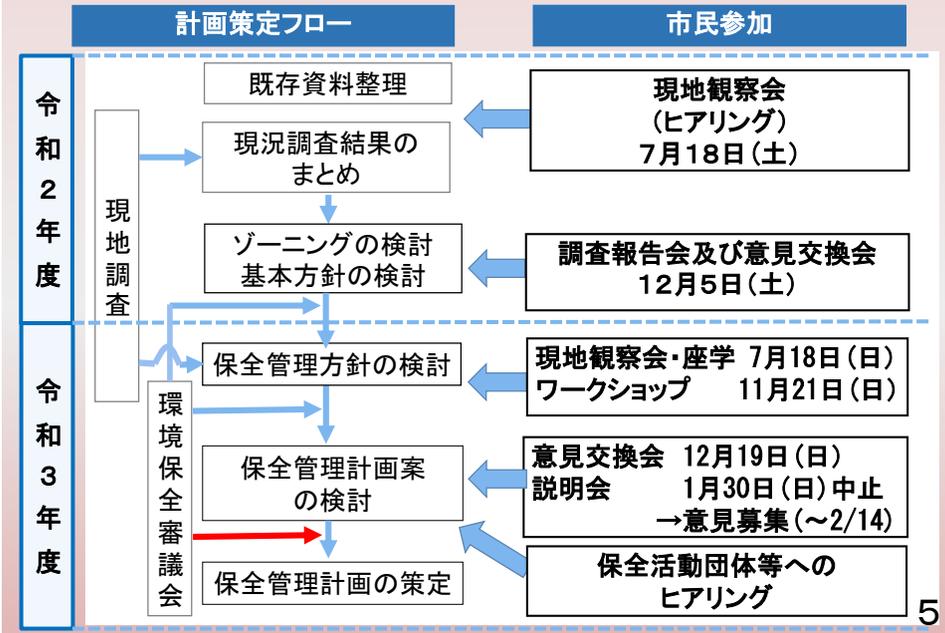
3

みななの森特別緑地保全地区の位置



4

保安全管理計画策定の流れ



保安全管理計画(案)

- 1) 基本方針(案)
- 2) ゾーニング(案)
- 3) 保安全管理計画(案)

1) 基本方針(案)

- 調布市に残された貴重な自然環境として、樹林を適切に維持管理して保全する。
- 人の利用と生物保全の両方の観点から保全管理を行う。
- 生活空間に隣接する樹林であることから、景観や安全にも配慮する。
- 特別緑地保全地区であることから、既存施設の補修及び改修等を基本とし、新たな整備は維持管理に必要な最小限なものとする。

7

2) ゾーニング(案)



A: 樹林保全ゾーン

コナラ群落からなる落葉広葉樹林及び林床の重要種を保全する

B: バッファゾーン

植栽等を利用して、周辺の人工的な環境から樹林の環境へ与える影響を緩和する

C: 普及啓発ゾーン

散策や観察等を行う場として、樹林保全について興味や関心を深める

8

2) 保全管理計画(案) A: 樹林保全ゾーン

◎管理上の課題

- ・コナラ等が高木となり、樹林内が暗くなっている。
- ・樹木更新が行われていないため、樹齢が高くなっている。
- ・ナラ枯れによる枯損木が樹林内に点在している。
- ・林床の貴重な植物を守りながらササ刈りを行う。
- ・樹林の保全と人の利用の両立を図る。
- ・落ち葉を有効に利用する。

現状の植生 構成種及び特徴	相観植生	林床植生
	コナラ群落： コナラを主とした落葉広葉樹林	アズマネザサ密生型： アズマネザサが低茎で密生
現状 (特徴的な景観)		



9

2) 保全管理計画(案) A: 樹林保全ゾーン

◎保全管理の目標

- ・コナラが主な構成種である樹林。
- ・現在よりも樹林全体の樹高が低く、樹木の生えている密度が低く、林内に光が差し込む明るい樹林。
- ・ナラ枯れ等による枯損木が樹林内にない状態。
- ・林床の貴重な植物の保全。
- ・林床の貴重な植物の生育を妨げないササの草丈の維持。
- ・樹林を保全する場所と人の利用の場所を分ける。

10

2) 保全管理計画(案) A: 樹林保全ゾーン

◎ 保全管理の方針

◎ 樹木の保全管理

- ・住宅地と近接する部分は、適宜、枝を剪定する。
- ・ナラ枯れ等、枯損木を除去する。
- ・枯損木除去後は、コナラやクヌギの実生木を移植し、樹林の若返りを図る。
- ・保全場所に柵を設けて、人が入れないようにする。
- ・落ち葉だめは、人家から離れた場所に設置する。

◎ 林床の保全管理

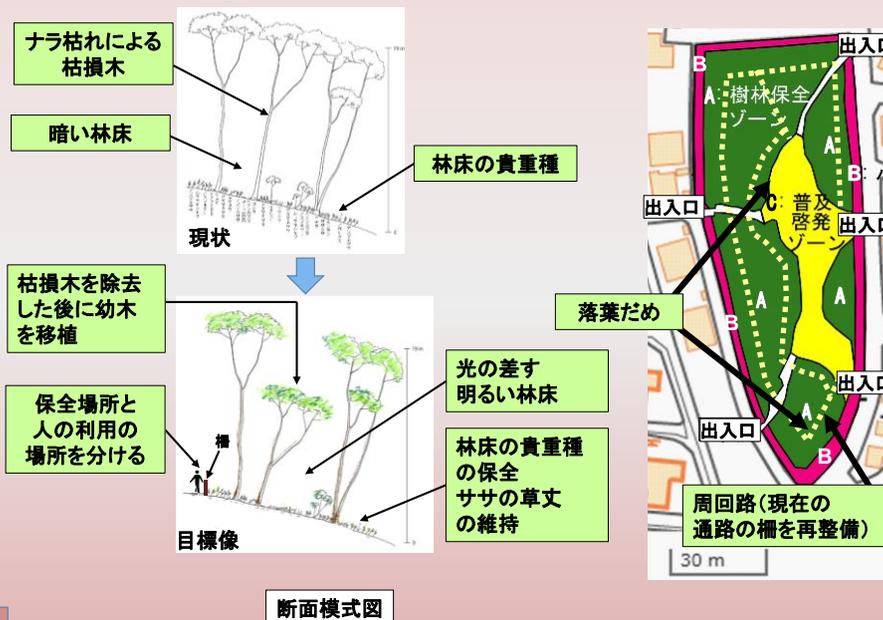
- ・定期的にササ刈りを行い、アズマネザサの高さを現状と同程度におさえる。
- ・ササ刈りは、キンラン等の貴重種を保全するために開花前に行い、刈らない場所を決める等、時期や方法に配慮して行う。
- ・枯損木を除去した後は、植生の変化に対応した管理を行う。

◎ 利用の方針

- ・柵等を設けることにより、貴重種が生えている場所に人が入れないようにする。
- ・既存の柵を改修し、樹林を周回できるような散策路とする。
- ・柵の外からでも人が樹木に触れたり、貴重種を観察できるようにする。
- ・地域で連携して森を守る活動を行う組織作りを行う。

11

2) 保全管理計画(案) A: 樹林保全ゾーン



12

2) 保全管理計画(案) B:バッファゾーン

◎管理上の課題

- ・樹林周辺の植栽は、雑木林と統一感がない。
- ・自然に生える植物による種類ではない。
- ・防犯や安全上の観点から見ると、樹高が高くて、外から樹林の中が見えない。
- ・色々な所から人が出入りしている。

ゾーン名称	B:バッファゾーン	
	相観植生	林床植生
現状の植生構成種及び特徴	<p>植栽樹林群： 樹林の周縁部分に植栽された樹木からなる。一部にアカメガシワやハリギリ等の先駆植物の低木からなる群落や子ガヤ群落などの草地植生が形成されている。</p>	<p>植栽樹種型： オオムラサキやアジサイ、ヤマブキ等が植栽樹種が植えられている。</p>
現状 (特徴的な景観)		



13

2) 保全管理計画(案) B:バッファゾーン

◎保全管理の目標

- ・みんなの森と道路や住宅地とのバッファゾーンとする。
- ・現在の樹木の種類を在来種へ変える。
- ・外から樹林内の様子が見えるようにする。
- ・出入口を分かりやすくする。

◎保全管理の方針

◎樹木の保全管理

- ・住宅地と接する部分は、伸びすぎた枝の剪定を適宜行う。
- ・ツツジやかんきつ類等を雑木林に生えているムラサキシキブやガマズミ等の種類に順次、変更していく。

◎林床の保全管理

- ・外から樹林内が見えるよう、樹木の高さを抑え、密度を低くする。

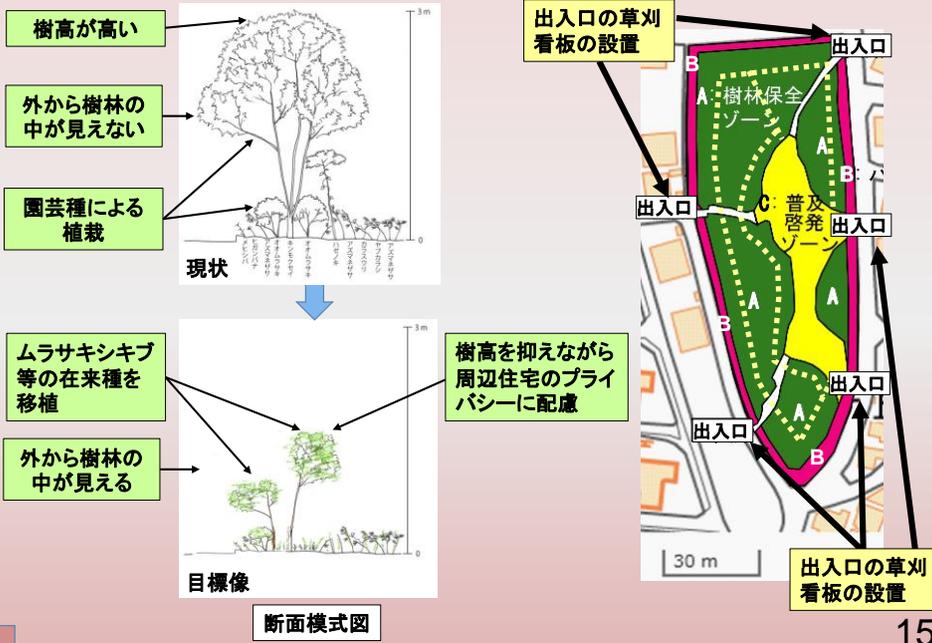
◎利用の方針

- ・出入口が明確になるように草刈り等の管理を定期的に行い、決まった場所から人が出入りするようにする。
- ・出入口に特別緑地保全地区である看板を設置する。

14

2) 保全管理計画(案)

B:バッファゾーン



2) 保全管理計画(案)

C:普及啓発ゾーン

◎管理上の課題

- ・植生がなく、表土があらわになっている場所が多い。
- ・雨が降ると表土が流出する場所がある。
- ・樹林が暗くて通行時に不安がある。
- ・子ども等が利用できる場所が分かりにくい。
- ・樹林の利用方法が分かりにくい。

ゾーン名称	C:普及啓発ゾーン	
現状の植生 構成種及び特徴	林床植生	
	伐採木等堆積型： 伐採木や落葉・落枝等が積まれており、植生がほとんど発達していない	無植生型： 園路上であり、踏圧等のために植生が発達していない
現状 (特徴的な景観)		



2) 保全管理計画(案)

C: 普及啓発ゾーン

◎ 保全管理の目標

- ・表土が流出しないように、維持管理のための整備を行う。
- ・現在よりも樹林全体の樹高が低く、樹木の生えている密度が低く、林内に光が差し込む明るい樹林(A: 樹林保全区と同じ)にする。
- ・みんなの森の保全区目的や利用方法を周知する。

◎ 保全管理の方針

◎ 林床の保全管理

- ・現在、ほとんど植生はないが、ナラ枯れの木を除去した後、林床植生が再生する可能性があるため、植生の変化に対応した管理を行う。
- ・雨等で表土が流出している部分は、現状の土留めを計画的に補強する等により、表土流出を防ぐ。

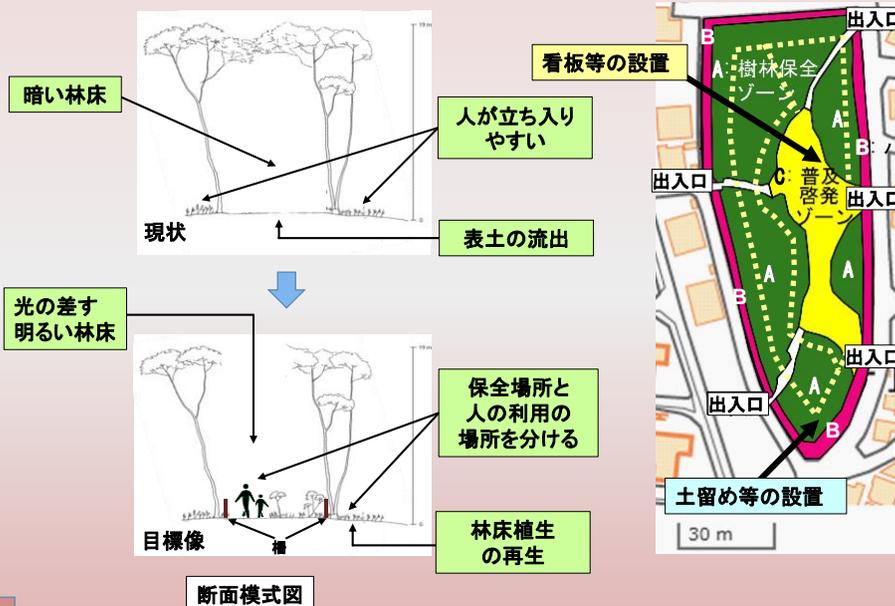
◎ 利用の方針

- ・普及啓発のため、みんなの森に生育・生息している生物や森の利用方法について看板等で周知する。
- ・貴重種が生えている場所に入れないように、柵等を設けて自然とのすみわけを図る。

17

2) 保全管理計画(案)

C: 普及啓発ゾーン



18

今後10年間の管理スケジュール(案) 及び年間の管理スケジュール(案)

【今後10年間の管理スケジュール(案)】

対象	管理内容	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
樹林	枯れ枝、腐朽等点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	危険木の除去	発見次第									
	枯れ枝、越境している枝等の剪定	発見次第									
	下枝の剪定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雑木林の更新(市民協働作業)	実生育成開始	育成2年目	育成3年目	実生移植	実生育成開始	育成2年目	育成3年目	実生移植	実生育成開始	育成2年目	
林床	下草刈り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	貴重種保全(市民協働作業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【年間の管理スケジュール(案)】

対象	管理作業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
樹林	危険木の除去	発見次第											
	枯れ枝、越境している枝等の剪定	発見次第											
	下枝の剪定												
林床	下草刈り												

計画策定のポイント

- 特別緑地保全地区指定による行為の制限
 - ・建築物その他の工作物の新築, 改築又は増築
 - ・土地の形質の変更, 木竹の伐採 等
- 特別緑地保全地区指定以前に行われていた地域での活用を考慮
 - ・仲よし広場として利用
 - ・昆虫や植物などの自然観察